

岩内町で働くみなさん！

北海道 岩内町の 奨学金返還支援制度 をご利用ください！

岩内町では、若者の町内企業への就職と町内定着を促進するため、令和6年度から奨学金返還に対し助成を実施しています。自営業の方も要件を満たせば対象となりますので、まずは岩内町役場までお問い合わせください。



最長10年間
最大年18万円の支援が
受けられます！

○対象となる方

- ① 大学、大学院、短大、高専、専修学校等を卒業/修了した方。
- ② 令和6年4月1日以降に新たに町内事業者等に正規に雇用され、今後**5年以上**継続して就業する見込みの方。
- ③ 認定を受ける年度の前年度の末日において、**35歳未満**の方。
- ④ 本町の住民基本台帳に記録されており、現に居住している方で、今後**5年以上**継続して本町に居住する見込みである方。
- ⑤ 大学等の在学期間中に奨学金の貸与を受け、その返還に滞納がない方。
- ⑥ 奨学金の返還に対し、他からの助成を受けていない方。
- ⑦ 町税等を滞納していない方。
- ⑧ 国家公務員または地方公務員でない方。例外有り
- ⑨ 暴力団若しくは暴力団員と密接な関係がない方。

町職員専門職
(技師・保健師・
保育士など)の方
は支援の対象です

○対象となる奨学金

- ① 独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94条）第14 条第1項に規定する第一種学資貸与金及び第二種学資貸与金
- ② 都道府県、市町村等が設ける貸与型奨学金
- ③ その他町長が認める貸与型奨学金

○申請の流れ

岩内町では初年度の認定申請を**随時**受け付けています！
その後、年度毎に交付申請が必要となります。

STEP1

- ・ 認定申請書と必要書類を提出。
→役場からの認定通知書をお待ちください。

STEP2

- ・ 毎年度末に、交付申請書兼請求書と必要書類を提出。
→役場からの交付通知書をお待ちください。

STEP3

- ・ 4月以降に、前年度分の
支援補助金が交付されます！

8 働きがいも
経済成長も



11 住み続けられる
まちづくりを



◆問い合わせ先◆

岩内町役場
企画財政課 地域創生係

☎ 0135 - 62 - 101

登録様式や詳しい申請内容などはホームページをご確認ください。

